

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年11月10日 07時55分ごろ
発生場所	熊本県天草市牛深港南西方沖 天草平瀬灯標から真方位211° 2.8海里（M）付近 （概位 北緯32° 07.7′ 東経129° 56.0′）
事故の概要	漁船第二吉栄丸は、活魚運搬船錦緑丸をえい航して北北西進中、また、T M T H H A は、漂流中、第二吉栄丸と T M T H H A とが衝突した。
事故調査の経過	令和元年11月14日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二吉栄丸、17トン NS2-23470（漁船登録番号）、株式会社吉永 B 活魚運搬船 錦緑丸、全長約26m なし、株式会社吉永 C プレジャーボート T M T H H A、0.5トン 293-41142熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 C 船長C、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷船側部外板に擦過傷 B なし C 船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1～2、視界 良好 海象：波高 約0.2m
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、B船をえい航して引船列を構成し、船長Aが操船に当たり、3Mレンジとしたレーダーを作動させ、約5～6ノットの対地速力で手動操舵により北北西進中、C船と衝突した。 船長Aは、レーダー画面で他船の映像を認めた場合、目視で確認するようにしていたが、本事故当時、同画面で映ったり消えたりする映像を認めた際、同映像が偽像で前路に他船はいないと思い、レンジの切替え等を行わなかった。 C船は、船長Cが1人で乗り組み、船首を北西方に向けて漂流中、船長Cが、漂流中のC船を航行中の他船が避けると思い、釣りに夢中になっていたところ、左舷船尾方至近に接近したA船に気付き、衝突を回避する目的で機関を前進とした際、右舵を取った状態で漂流して

	いたので、右に旋回してA船と衝突した。
分析	<p>A船は、B船をえい航して北北西進中、船長Aが、レーダー画面で認めた映像が偽像で前路に他船はないと思い、航行を続けたことから、船首方で漂泊中のC船に気付かず、C船と衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、釣りをしながら漂泊中、船長Cが、漂泊中のC船を航行中の他船が避けると思い、釣りに夢中になっていてA船の接近に気付くのが遅れたことから、機関を前進としたものの、右舵を取った状態で漂泊しており、右に旋回してA船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船がB船をえい航して北北西進中、C船が漂泊中、船長Aが、前路に他船はないと思い、航行を続け、また、船長Cが釣りに夢中になっていてA船の接近に気付くのが遅れたため、A船とC船とが衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーダー画面で判別しにくい映像を認めた場合、レンジの切替え等の調整を行った上、注意して目視で確認するなど、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中においても、航行中の他船が避けると思わず、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中は、舵を中央にしておくことが望ましい。